

# 第3次 菊川市男女共同参画プラン

2016→2021  
(平成28年度) (令和3年度)



しあわせのわきがわ

KIKUGAWA CITY



## はじめに

人口減少社会が到来する中、少子高齢化の進行、国際化や情報化の進展など、本市をとりまく社会環境は大きく変化しています。

こうした変化に適切に対応し、本市が豊かで活力あるまちとして発展していくためには、わたしたち一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、平成18年に「第1次菊川市男女共同参画プラン」、平成23年に「第2次菊川市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、男女共同参画に関する市民アンケートでは、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが明らかになるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、地域防災における女性の参画の推進など、まだまだ解決すべき課題も多く残されています。

こうした状況を踏まえ、このたび「第3次菊川市男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画としても位置付けております。

今後、市民、事業者・関係機関など多くの皆さまと連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していきたいと考えますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画推進プラン策定委員会委員の皆さまを始め、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成29年3月



菊川市長 太田 順一

# 目次

はじめに

<b>第1章 プランの策定にあたって</b> .....	1
1 策定の経緯 .....	1
2 策定の背景 .....	1
3 第2次男女共同参画プランの評価と今後の課題 .....	2
<b>第2章 プランの基本的な考え方</b> .....	2
1 基本理念 .....	2
2 位置づけ .....	3
3 期間 .....	3
<b>第3章 施策の内容</b> .....	4
1 施策の体系 .....	4
2 基本目標・基本施策 .....	6
基本目標1 <sup>ひと</sup> 女と <sup>ひと</sup> 男がお互いを認め合う意識づくり .....	6
基本施策(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 .....	6
基本施策(2) 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の防止 .....	9
基本施策(3) 男性にとっての男女共同参画の意識の醸成 .....	12
基本目標2 <sup>ひと</sup> 女と <sup>ひと</sup> 男がいきいきと活躍できる環境づくり .....	15
基本施策(4) 女性の政策や方針決定過程への参画の推進 .....	15
基本施策(5) 職場における男女共同参画の推進 .....	18
基本施策(6) 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現 .....	22
基本施策(7) 地域社会における男女共同参画の推進 .....	26

基本目標3	ひとひと 女と男が安全安心に暮らせるまちづくり	28
基本施策(8)	防災における男女共同参画の推進	28
基本施策(9)	男女の生涯を通じた健康支援	30
基本施策(10)	様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	33

## 第4章 推進体制の整備 ..... 35

---

## 第5章 参考資料 ..... 36

---

- 策定の過程 ..... 36
- 菊川市男女共同参画推進プラン策定委員会要綱 ..... 37
- 菊川市男女共同参画推進プラン策定委員名簿 ..... 39
- 男女共同参画に関する年表 ..... 40
- 男女共同参画社会基本法 ..... 44
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ..... 50



# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 策定の経緯

菊川市では、平成18年9月に「菊川市男女共同参画プラン」、平成23年10月に「第2次菊川市男女共同参画プラン」を策定し、「女と男がパートナーとして互いに認め合い、豊かにいきいきと暮らすことができる社会づくり」を目指すべき姿とし、男女共同参画社会の実現に向け、取り組みを進めてきました。

それぞれのプランでは、一定の成果をあげてきましたが、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているなど、解決しなければならない課題も未だ多く存在します。

男女共同参画の推進は男性にとっても重要であり、男女がより暮らしやすくなるものであることから、男性の長時間労働慣行の是正などにより、男性の地域や家庭への参画を進める必要があります。

また、少子高齢化や人口減少、家族形態の多様化など、社会情勢の変化により取り組まなければならない新たな課題もあり、より一層、男女共同参画の推進が求められています。

こうした中、「第2次菊川市男女共同参画プラン」が平成28年度をもって計画期間の終了を迎えることから、菊川市の現状や社会情勢の変化等をふまえ、新たな「第3次菊川市男女共同参画プラン」を策定するものです。

## 2 策定の背景

### 男女共同参画に関する国・県の動向及び社会情勢の変化

#### ○国の動き

平成11年に男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成17年には「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されており、第4次基本計画では「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4点が改めて強調されています。

また、同年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が国会で成立し、女性の積極的な採用や登用、職場風土改革に関する取り組みを盛り込んだ行動計画の策定等、職業生活と家庭生活を両立するための取り組みを推進しています。

#### ○県の動き

平成13年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、更に取り組みを進めていくため、平成15年に「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックスずおか2010”」が、平成19

年には「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン」が制定されました。また、平成23年には「第2次静岡県男女共同参画基本計画」、平成26年には「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」を策定し、女性の参画拡大についての理解の促進や、育児・介護休業法の実効性を高める等、男女共同参画の進展に向けた一層の取り組みを進め、あらゆる分野で女性の持つ力が生かされる環境を整えることにより、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の構築に取り組んでいます。

### 3 第2次男女共同参画プランの評価と今後の課題

平成23年度に策定した第2次菊川市男女共同参画プランでは、「人権の尊重と継続的な男女共同参画の意識づくり」、「男女の健康支援」、「あらゆる暴力の根絶」、「男女双方のワーク・ライフ・バランスの実現」、「男女の自立支援」の5つを重点目標として「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男がパートナーとして互いに認め合い、豊かにいきいきと暮らすことができる社会づくり」の実現に向けて取り組みました。

現在までの取り組みにより、プランに位置付けた数値目標の7割強を達成するなど、男女共同参画の意識の向上や子育て環境の充実、男女共同参画社会づくり宣言事業所の増加など一定の成果が表れています。

しかし、審議会等での女性の登用率など目標達成が困難な取り組みも存在し、平成27年度に実施した市民アンケートの結果では、性別による固定的役割分担の意識は依然として根強く残っており、男女の地位の平等感でも政治や行政の場を始め、社会全体で男性を優遇とする意見が多いなど、女性の地位が必ずしも十分でないことが伺えます。

国においても女性活躍推進法が制定されたように、今後も男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き意識啓発を始めとした男女共同参画の推進を図る必要があります。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1 基本理念（目指すべき姿）

菊川市では、

『<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男がお互いを認め合い、協働して、自分らしく暮らすことができるまち』

を目指します。

ここで言う「自分らしく」とは「自分の個性や能力を自分の意志によって十分に発揮する」ということであり、自分も相手も大切にすることで成り立っているということで、「自分の思うままに、好き勝手に振る舞う」という狭義の考え方ではありません。

また、「協働」とは「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が対等な関係に立ち、協力し合い、その関係を続ける」ということです。

キャリア\*として働きたいと思う人、家庭で家族を支えたいと思う人、子育てと職業生活を両立させたいと思う人、子育てや介護をメインに生活したいと思う人など、人によって生き方、考え方は様々であり、女性も男性も、お互いを認め合ったうえで、多様なライフスタイルを「自分らしく」選択し、暮らしていける社会を目指します。

※キャリア：生涯、専門的な職歴を持つこと。

## 2 位置づけ

- ① このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画であり、菊川市における男女共同参画社会形成のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ② このプランは国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」との整合性に配慮したものとしています。
- ③ このプランは、第2次菊川市総合計画をはじめ、他の関連計画との整合性を図っています。
- ④ このプランの基本施策「(4) 女性の政策や方針決定過程への参画の推進、(5) 職場における男女共同参画の推進、(6) 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現」の項目を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置づけています。

## 3 期間

このプランの計画期間は、平成28年度から令和3年度までの6年間とし、必要に応じて適宜見直しを行います。



基本理念

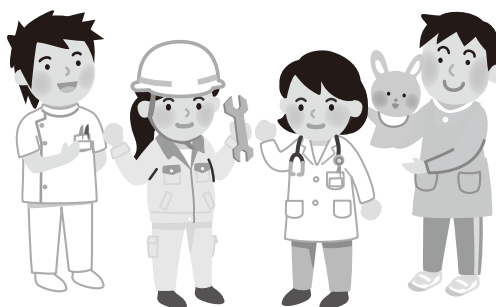
女と男がお互いを認め合い、協働して、  
自分らしく暮らすことができるまち

基本目標

- 1 <sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男がお互いを認め合う意識づくり



- 2 <sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男がいきいきと活躍できる環境づくり



- 3 <sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が安全安心に暮らせるまちづくり



## 基本施策

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(2) 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の防止

(3) 男性にとっての男女共同参画の意識の醸成

(4) 女性の政策や方針決定過程への参画の推進

(5) 職場における男女共同参画の推進

(6) 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現

(7) 地域社会における男女共同参画の推進

(8) 防災における男女共同参画の推進

(9) 男女の生涯を通じた健康支援

(10) 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

## 具体的施策

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画に関する広報及び啓発

人権に関する啓発の推進

ハラスメント防止のための対策の推進

あらゆる暴力の根絶への対応

男性の育児・介護等への参加促進

男性の働き方改革や心身の健康維持に関する支援

審議会等への女性の登用促進

女性の人材育成やキャリア形成・起業に関する支援

市の女性職員の管理職への積極的登用

働きやすい職場環境の整備

職場全体の男女共同参画への意識改革

行政における女性の参画の拡大

子育てに関する基盤の整備

介護に関する基盤の整備

男女共同参画に基づいた地域活動の促進

地域における政策方針決定過程への女性の参画拡大

防災分野における男女共同参画

若い世代への健康に関する意識啓発

こころと身体の健康支援

性差に応じた妊娠・出産に関する支援

高齢者が安心して暮らすための健康支援

困難を抱えた人への支援

## 基本目標 1

ひとひと  
女と男がお互いを認め合う意識づくり

## 基本施策（1）

## 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

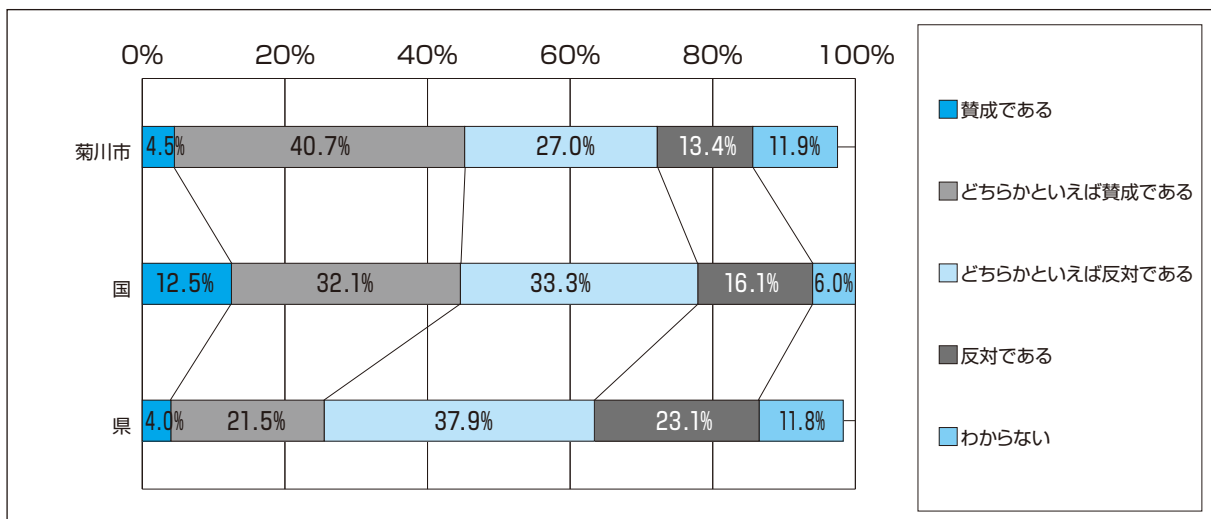
## 〈現状と課題〉

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、平成27年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートの結果によると、平成22年のアンケート結果より「賛成である」「どちらかといえば賛成である」の数値は減少しているものの、国や県の数値に比べ、菊川市は性別による固定的な役割分担意識が未だに根強く残っているという結果が出ています。

基本理念にあるように、「自分らしく」生きていくためには、女性も男性も性別にとらわれず、仕事、家庭、子育て、介護など、自分自身で選択できる社会を築いていく必要があります。そのためには、意識啓発を引き続き行っていくことが必要です。

特に、幼少期からの意識啓発は有効であると考えられるため、大人への啓発と合わせ、子ども達への啓発も必要となります。

## 【問】「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように考えていますか。



出典：菊川市 … 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市、平成27年度）

設問：「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。

国 … 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府、平成26年度）

設問：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうかお考えですか。

県 … 男女共同参画に関する県民意識調査（静岡県、平成27年度）

設問：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、どのように思いますか。

## 〈事業・取り組み〉

### 【男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
1	幼児への男女共同参画啓発事業	地域支援課	市内各園で幼少期から男女共同参画の意識啓発につながる絵本の読み聞かせを行う。	家庭・地域・行政
2	小学生への男女共同参画啓発事業	地域支援課	市内小学校で性別にとらわれず将来の進路選択を幅広く考えることの必要性を伝える講話を実施する。	家庭・学校・地域・行政
3	中高生への男女共同参画啓発事業	子育て応援課	生命の尊さや母性・父性について学ぶ機会を提供するため、中・高生を対象とした乳幼児触れ合い事業を実施する。	家庭・学校・地域・行政
4	男女の性差、相互尊重の意識高揚	学校教育課	子どもたちが男女の性差を認め、相互に尊重する教育を進める。	家庭・学校・行政
5	思春期の健康教育	子育て応援課	心身とも多感な時期における健康対策として、小・中学生を対象とした健康教育を開催する。	家庭・学校・行政
6	固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実	学校教育課	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、児童生徒が自らの生き方を考え、多様な進路を選択できる指導を実施する。	家庭・学校・地域・行政
7	教職員に対する男女共同参画の啓発	学校教育課	教職員研修等を通じて男女共同参画に関する啓発を行う。また、女性教員がリーダーとなるための研修やエンパワメント*のための研修等への参加を促す。	学校・地域・行政
8	保育士等に対する男女共同参画の啓発	地域支援課	保育士等に対し、アンケートや読み聞かせ等を通じて男女共同参画の啓発を行う。	園・地域・行政
9	保護者に対する男女共同参画の意識啓発	地域支援課 社会教育課	保護者に対し、家庭教育学級等を通じ、男女共同参画に関する啓発を行う。	家庭・行政

※エンパワメント：力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方

### 【男女共同参画に関する広報及び啓発】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
10	男女共同参画週間における啓発活動	地域支援課	内閣府の実施する男女共同参画週間に合わせ、啓発活動を実施する。	個人・家庭・地域・行政
11	男女共同参画に関するまちづくり出前行政講座	地域支援課	地域での会合や勉強会などの場を通じて男女共同参画の意識啓発を進めるため、まちづくり出前行政講座が実施できる体制を整える。	個人・家庭・地域・行政
12	市民意識調査の実施	地域支援課	男女共同参画に関する市民アンケートを実施する。(5年ごと)	個人・家庭・地域・行政
13	広報菊川、ホームページ等への男女共同参画の情報発信の充実	地域支援課	男女共同参画の必要性を広く市民に周知するため、広報菊川、ホームページ等へ男女共同参画に関する記事や情報を掲載する。	企業・行政
14	高齢者世代向けの男女共同参画の意識啓発	地域支援課	世代の違いを踏まえ、高齢者世代に対し男女共同参画の必要性を認識するための啓発を行う。	個人・家庭・行政

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
15	図書館における意識啓発	図書館	図書館に男女共同参画についての掲示物等を作成し、展示する。	個人・行政

### 〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)
成果 指標 ※1	「男は仕事、女は家庭」という考えについて「反対である」「どちらかといえば反対である」と答える人の合計の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	40.4%	—	43.0% ※3
	男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を發揮できるまちだと思ふ人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	48.6%	54.6%	57.6%
活動 指標 ※2	幼児への男女共同参画啓発事業の実施園数	15園	15園	15園
	男女共同参画に関する広報・HP等への年間掲載回数	1回	6回	10回
	思春期の健康教室の実施回数	3回	5回	7回

※1 成果指標：取り組みの結果、何がどうなったかを示すもので、目的や目標の達成状況を把握するために設定します。

※2 活動指標：成果指標の達成に向けて、何をどれくらい取り組んだのかを示すもので、目的や目標の進捗状況を把握するために設定します。

※3 男女共同参画に関する市民アンケートについては平成32年度に実施予定

## 基本施策（2）

### 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の防止

#### 〈現状と課題〉

男女間の暴力やハラスメント、児童虐待等について、重要な人権侵害という認識は広まっていますが、件数として減らないのが現状です。また、男女共同参画のアンケートでも、DVを受けた人の中で「どこ（だれ）にも相談しなかった」の数値が最も高いという結果が出ており、被害者に対し必ずしも救済が行われていないということがわかりました。今後も引き続き、あらゆる暴力の根絶のための取り組みを進めていくとともに、相談窓口、相談の仕組み（守秘義務、相談体制等）を広く周知し、相談しやすい環境を整えていく必要があります。

また、人権の尊重について、幼少期からの働きかけを行うなど、性差だけでなく、障がいの有無、収入の状況、国籍などさまざまなものを越えて、それぞれが「自分らしく」生きていけるよう支援していく必要があります。また、最近ではLGBT\*についても、その権利を守る（生き方を尊重していく）動きが見られます。性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見をなくす取り組みも、今後検討していきます。

※LGBTとは…性的指向及び性同一性障害に関して、一般的に次のことを指しています。

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

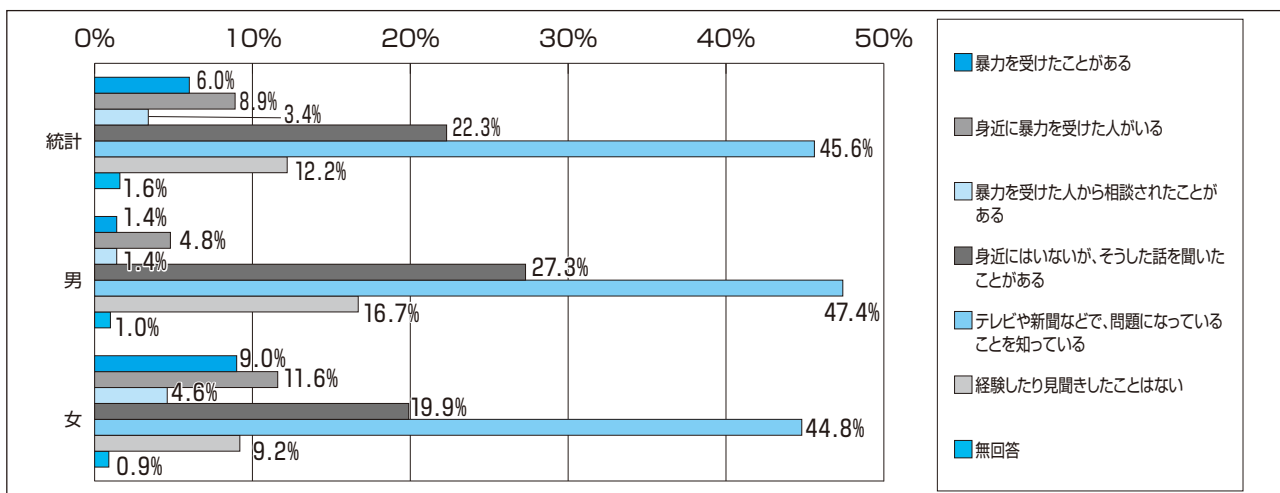
G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシュアル）

T：性同一性障害（Transgender：トランスジェンダー）

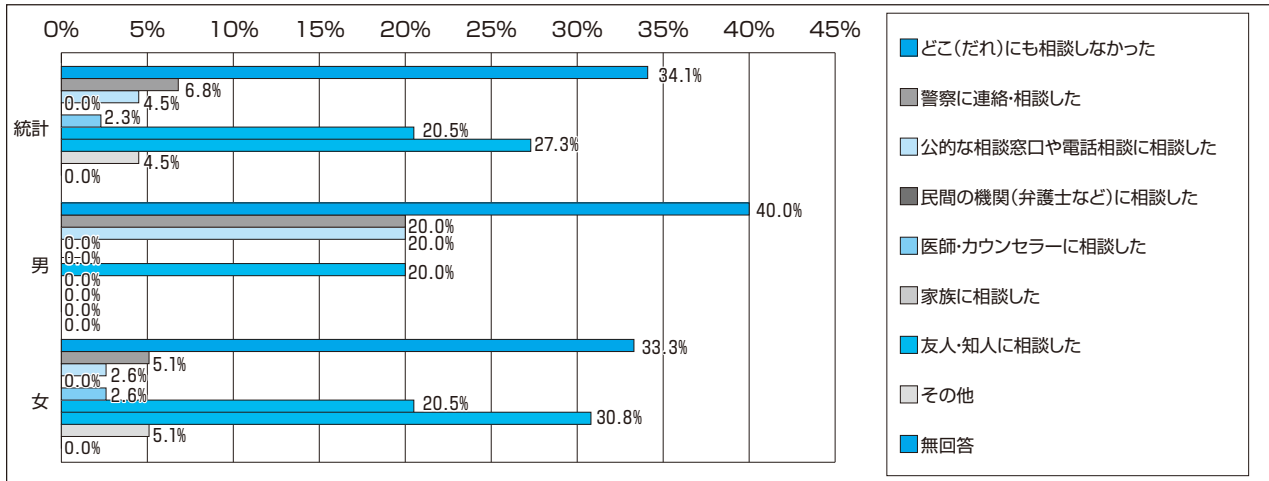
（法務省ホームページより）

#### 【問】DVを経験したり、身近で見聞きしたことはありますか。



出典：H27年度 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市）

【問】 これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか。



出典：H27年度 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市）

〈事業・取り組み〉

【人権に関する啓発の推進】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
16	人権擁護委員への男女共同参画の意識啓発	市民課	女性の人権を尊重した取組みを推進するため、人権擁護委員に対し意識啓発を行う。	個人・行政
17	人権擁護委員による啓発活動	市民課	市内施設を訪問し、男女共同参画の意義を含めた人権教室を開催する。	個人・行政
18	人権をテーマとした講演会等の開催	市民課	人権の尊重について広く啓発するため、人権をテーマとした講演会等を開催する。	個人・学校・地域・行政
19	人権相談事業の実施	市民課	男女共同参画社会の形成を阻害する、性別による人権侵害に適切に対処するために、相談事業を実施する。	個人・学校・行政
20	LGBTに関する正しい理解と配慮の促進	学校教育課 地域支援課	性的少数者である児童・生徒の状況に応じてきめ細やかな対応を図る。また、LGBTについて、市民への広報を行う。	個人・学校・地域・行政
21	男女共同参画に関する相談窓口の周知	秘書広報課	相談窓口に関する情報を広報菊川、ホームページ等を活用して市民に周知を図る。	個人・学校・行政
22	法識字※の強化	地域支援課	男女共同参画に関する法律や関連する支援制度等について、ホームページ等を活用して市民に周知する。	個人・学校・行政

※法識字とは…自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応についての正確な知識を得ることをいいます。

## 【ハラスメント防止のための対策の推進】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
23	ハラスメント防止のための広報と啓発	地域支援課	ハラスメントが人権侵害であることやハラスメントの認識を深めるため、関連情報を紹介するなど、防止のための広報と啓発を行う。	個人・学校・地域・行政
24	職場におけるハラスメント防止の意識啓発	地域支援課	市職員に対し、ハラスメント防止の意識啓発を行う。	個人・行政

## 【あらゆる暴力の根絶への対応】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
25	DVに関する正しい理解の促進	福祉課 地域支援課	DVに関して人権侵害であるとの認識を浸透させるため、リーフレットを作成・配布するなど情報の提供を行う。	個人・学校・地域・行政
26	被害者の自立支援	福祉課	DV被害者に対し、各種福祉制度や職業訓練制度等を活用し、相談、保護、自立支援等、被害者のおかれた状況に応じた支援を行う。	個人・学校・地域・行政
27	DV相談窓口の充実	福祉課	DV相談窓口を周知し、相談体制を充実させる。	個人・学校・地域・行政
28	児童虐待防止対策の充実	子育て応援課	児童虐待は社会全体で対応すべき問題であるため、講演会の開催や啓発のためのチラシ配布、相談窓口の紹介等を行う。	個人・学校・地域・行政
29	要保護児童対策地域協議会を通じた情報交換	子育て応援課	要保護児童対策地域協議会を開催し、支援を要する児童のいる家庭の情報の共有化を守秘義務に留意して図る。	個人・学校・地域・行政
30	警察、医師会、弁護士会等との連携の強化	福祉課 長寿介護課	関係機関との連携を密にし、DVや児童・高齢者虐待等に対応できる体制を整える。	個人・学校・地域・行政

## 〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R3 (最終目標)
成果 指標	これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したことがある人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	65.9%	—	79.8%*
	セクハラ・パワハラを受けた人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	9.9%	—	8.1%*
活動 指標	人権教室の開催件数	7回	7回	7回
	DVリーフレットの作成	未実施	実施	実施

※男女共同参画に関する市民アンケートについては平成32年度に実施予定



### 基本施策（3）

#### 男性にとっての男女共同参画の意識の醸成

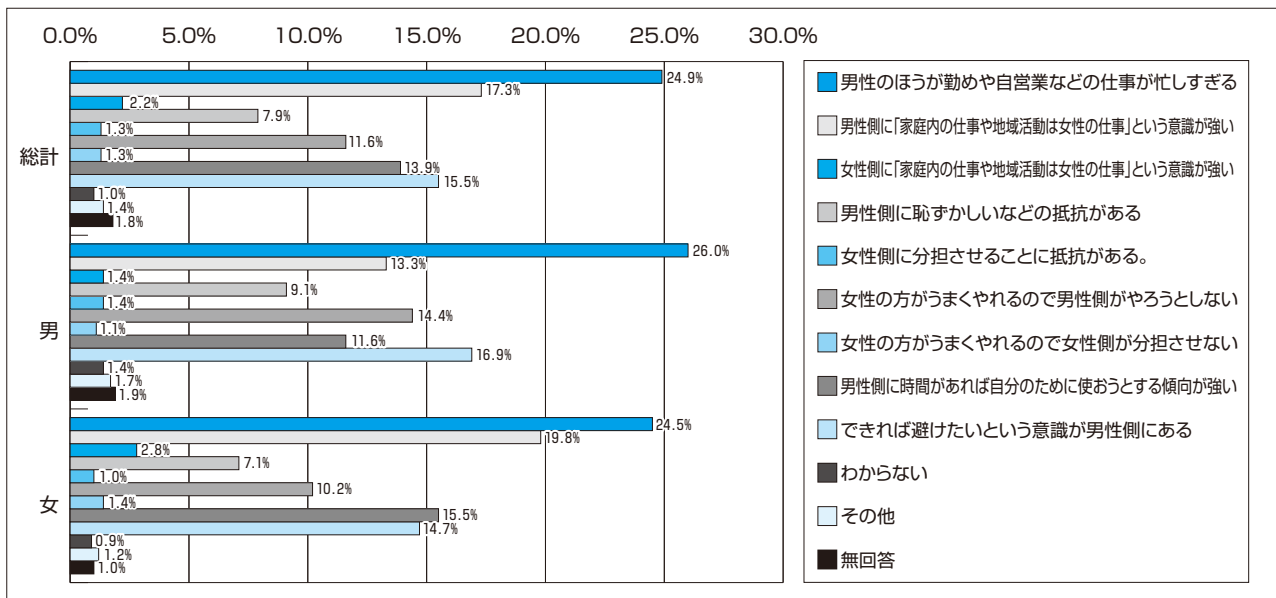
##### 〈現状と課題〉

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が根強く残る中、働く女性が増え、男性の家事や子育て、介護等への積極的な参加が求められています。「イクメン」に代表されるように、以前と比較すると、男性が育児・家事に協力する姿が増えてきましたが、育児休暇や介護休暇を取得する男性は、まだ少ないのが現状です。これには、男性の家事、育児、介護への参加に対し、周囲の理解が進んでいないという事が原因のひとつとしてあげられます。

男女共同参画に関する市民アンケートでも、男性が家事・育児・介護等へ参加することの妨げとして「男性の方が勤めや自営業などの仕事が忙しい」という回答が最も高い数値となっています。国の第4次の基本計画においても、男女共同参画を進めていくためには、長時間労働や転勤が当たり前の「男性中心型労働慣行」を改めていく必要があると示されており、残業や長時間労働の是正など、男性も家事・育児等に参加しやすく、働きやすい環境を整えるための施策を進めていく必要があります。

この意味において、男性に対しての意識啓発も併せて行う必要があります。

**【問】 家事・育児・介護・地域活動へ男性が参加することに妨げになっているものは何だと思いませんか。**



出典：H27年度 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市）

〈事業・取り組み〉

【男性の育児・介護等への参加促進】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
31	お父さん子育て手帳の配布	社会教育課	男性が育児に関わりやすくするため、家庭教育学級開設説明会でお父さん子育て手帳を配布するとともに、男性の育児参加の必要性等について説明する。	家庭・行政
32	イクメンの育成と促進	子育て応援課	育児のパートナーとして、子どもと触れ合う機会を設けることを目的として父親の児童館来館を促す。	家庭・行政
33	男性の離乳食教室への参加促進	子育て応援課	男性の家事や育児参加のきっかけ作りとして、離乳食教室への参加を促す。	家庭・行政
34	男性が家事・育児・介護等に参加するための情報提供	地域支援課	男性の家事・育児・介護等への参加を促すため、男性に対し、家事・育児・介護等に関する情報を提供する。	家庭・行政
35	男性職員の育児・介護に係る休暇取得の促進	総務課	市職員に対し、男性が育児や介護のために休暇が取得できるよう制度を周知し、促進を図る。	家庭・行政

【男性の働き方改革や心身の健康維持に関する支援】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
36	男性中心型労働慣行等の変革の推進	地域支援課 商工観光課	男性も家事、育児、介護等に参加しやすい環境を整備するため、男性中心型の働き方（長時間労働や転勤など）を見直したり、男性が育児や介護のための休暇を取得しやすくなるよう、企業等への啓発を行う。	企業・行政
37	男性の活躍事例等の情報提供	地域支援課	男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参加する動きを広めるため、男性の家事や育児、介護等に関する活躍事例を周知する。	地域・企業・行政
38	男性に対する相談体制の周知	地域支援課	精神面で孤立しやすい男性の相談に対応するため、県の男女共同参画センターと連携し相談窓口の周知を図る。	行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)	
成果 指標	プレママ・プレパパサロンへ夫婦で参加した人の割合	61.1%	63.1%	90.0%	
	男性の「育児休業」、「介護休業」取得について賛成する人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート） ※1 参考数値	育児休業	71.7%	—	76.7%※2
		介護休業	79.6%	—	82.1%※2
活動 指標	大人の男性の児童館来館者数	—	1,470人	1,670人	
	男性中心型の働き方を変えるための企業等への啓発回数	1回	2回	2回	

※1 H27年度男女共同参画に関する県民意識調査 問12「積極的に取ったほうがよい」、「どちらかといえば取ったほうがよい」の合計

※2 男女共同参画に関する市民アンケートについては平成32年度に実施予定

## 基本施策（4）

## 女性の政策や方針決定過程への参画の推進

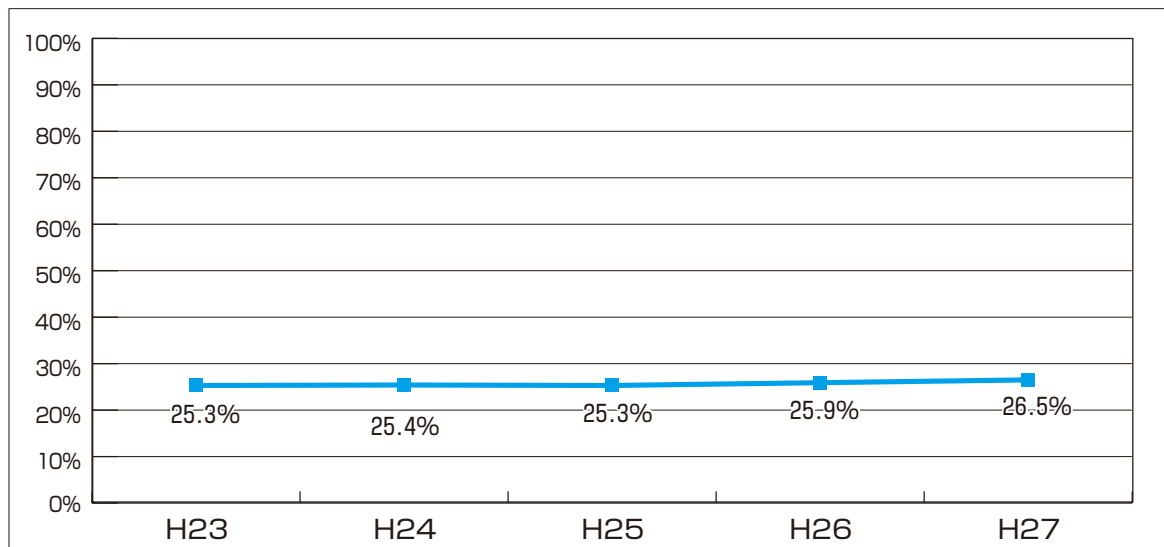
## 〈現状と課題〉

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場に男女が共に参画し、双方の視点からの意見を取り入れる必要があります。しかし、菊川市の審議会等への女性登用率は少しずつ増加しているものの、平成27年度は26.5%にとどまり、第2次プラン策定時の目標である33.0%には届いていないのが現状です。

市が率先して、審議会等への女性の登用や、女性管理職の積極的登用などに取り組み、政策や方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、女性が有する能力を十分に発揮できるよう、人材育成や起業支援、エンパワメント\*に取り組むことが必要です。

※女性のエンパワメント…女性が有する能力や可能性を引き出し、高めることで、職場や家庭、地域などあらゆる場面において、自らの意見を表明して行動を起こせるような力を発揮していくこと。

## 菊川市の審議会等への女性の登用率



出典：男女共同参画関係施策推進調査（菊川市）

## 〈事業・取り組み〉

### 【審議会等への女性の登用促進】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
39	審議会等への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知	地域支援課	審議会等を通じ、政策や方針決定過程へ女性が参画できるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知などに努める。	地域・行政・企業
40	審議会等への女性委員の登用促進	全課	多様な人材の発掘や委員の職務規定（設置根拠）の見直しの検討などにより、女性委員の登用を促進する。	地域・行政
41	委員選出時の女性登用の促進	全課	各課で所管する団体等の委員選出時、女性委員が登用されるよう、各課において働きかけを行う。	地域・行政

### 【女性の人材育成やキャリア形成・起業に関する支援】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
42	農業女性の技術講習会、経営研究会への参加の促進	農林課	女性リーダーの養成のため、講習会や意見交換会を実施する。	地域・企業・行政
43	女性が起業するための支援	商工観光課	女性のチャレンジを支援するため、支援制度の情報発信を行うとともに、創業支援事業を実施する。	地域・企業・行政
44	就職のための学習機会の充実	商工観光課	女性のキャリア形成のため、就労・就業セミナーを開催するとともに、相談窓口を設置し就労機会の拡大を図る。	地域・企業・行政
45	地域づくりに関する講座等への女性の参加の促進	地域支援課	地域における意思決定の場への女性の参画を進めるため、地域づくりに関する講座の周知や参加の働きかけを行う。	地域・企業・行政
46	女性の活躍事例等の情報提供	地域支援課	女性のエンパワメント促進のため、様々な分野で活躍する女性の活躍事例を紹介する。	個人・企業・行政

### 【市の女性職員の管理職への積極的登用】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
47	多様な研修による職員の意識の向上	総務課	女性が活躍する職場づくりを効果的に推進するため、キャリアアップ支援やワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修の充実を図る。	行政
48	女性職員の各種研修機関等への派遣の促進	総務課	女性職員のキャリア形成支援のため、適性に応じて女性職員を各種研修機関等へ派遣する。	行政
49	女性職員の管理職・監督職への登用促進	総務課	女性が組織の中で政策決定過程に参画できるように管理職・監督職へ積極的に登用する。	行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)
成果 指標	審議会等への女性の登用率（男女共同参画関係施策 推進調査状況）	26.5%	30.0%	33.0%
	市内事業所における女性の管理職（課長相当職以上） の割合（事業所アンケート）	6.2% <sup>*</sup>	12.0%	15.0%
	市の職員の主任主査級における女性職員の割合	34.6%	38.0%	48.1%
活動 指標	就労・就業支援事業の開催数	1 事業	2 事業	2 事業
	委員選出時の女性参画の呼びかけ回数	新規	各課1回	各課2回

※平成25年度の実績値

## 基本施策（5）

### 職場における男女共同参画の推進

#### 〈現状と課題〉

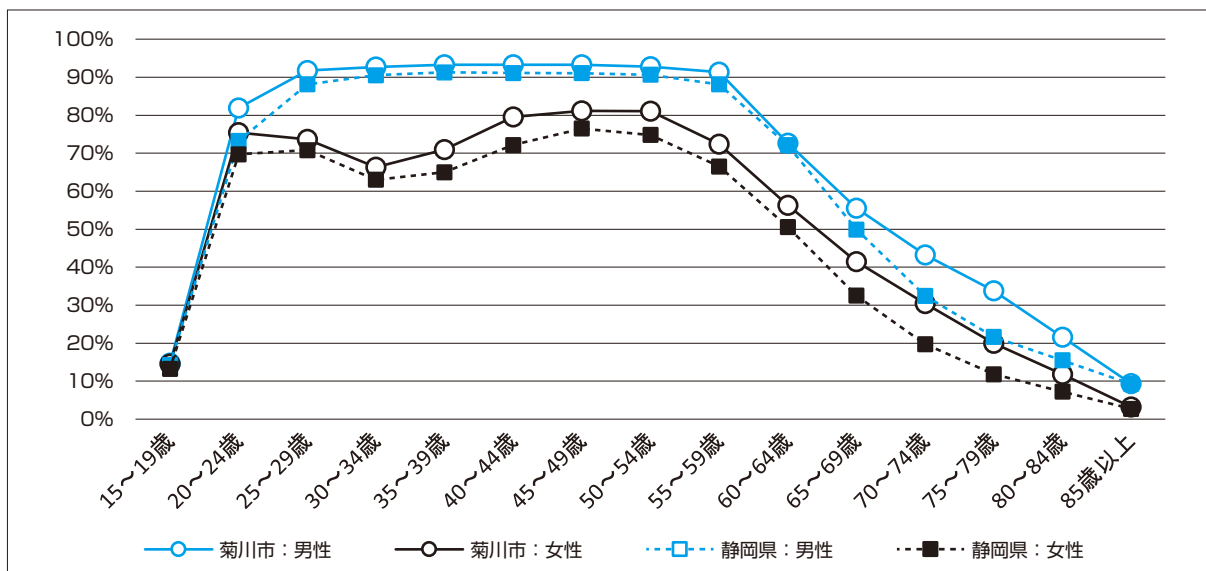
就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる環境の整備は、男女共に働きつづけるために必要な要素です。

また、働きたい女性が仕事と家庭の二者択一を迫られることなく、働くことができる環境整備が必要ですが、20代後半から30代にかけて子育てなどにより一旦離職する女性（M字カーブ問題）が菊川市でもみられます。

女性にとって働きやすい職場の環境づくりは、みんなが輝ける職場づくりにつながります。

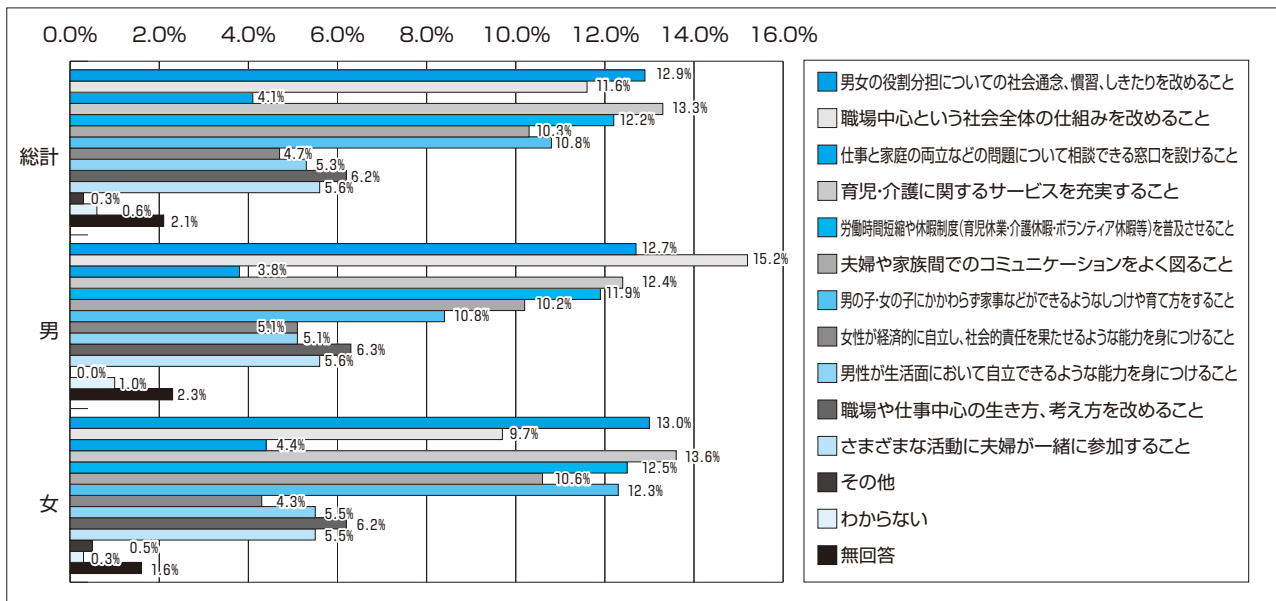
男女共同参画に関するアンケートの中で、男女がともにあらゆる場面（仕事、家事、育児、介護、地域活動など）に積極的に参加していくために必要なことを問う設問では、「職場中心という社会全体の仕組みを改めること」、「労働時間短縮や休暇制度（育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等）を普及させること」の割合が高くなっており、職場での意識や制度の改革が求められています。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が国会で成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、働きやすい環境の整備などが求められています。



資料：平成22年国勢調査

【問】男女がともにあらゆる場面（仕事、家事、育児、介護、地域活動など）に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。



出典：H27年度 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市）

## 〈事業・取り組み〉

### 【働きやすい職場環境の整備】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
50	男女共同参画社会づくり宣言事業所登録の促進	地域支援課	男女が共に能力を発揮できる就業環境を整備するため、市内事業所へチラシの配布等を行い、登録を促す。	企業・行政
51	企業等への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	商工観光課 地域支援課	企業等における政策や方針決定過程へ女性が参画できるよう、訪問やアンケート等を通じ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発を行う。	企業・行政
52	家族経営協定の締結の促進	農林課	家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営を目指すために、家族経営協定の制度を周知し、締結を促進する。	地域・企業・行政
53	均等・両立推進企業の普及促進	商工観光課	男女が共に能力を発揮できる就業環境を整備するため、均等・両立推進企業について周知し、普及促進を図る。	個人・企業・行政
54	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の取り組みの促進	商工観光課	仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備を推進するため、企業を訪問するとともに、商工会を通じて企業等へ啓発を行う。	個人・企業・行政
55	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の取り組みの促進	商工観光課	女性の活躍の推進に向けた体制を整備するため、企業を訪問するとともに、商工会を通じて企業等へ啓発を行う。	個人・企業・行政



## 【職場全体の男女共同参画への意識改革】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
56	事業所への男女共同参画の意識啓発	商工観光課 地域支援課	労働の場における男女共同参画の推進のため、アンケートを実施するとともに、アンケート結果の公表等を通じ、企業等への啓発を行う。	企業・行政
57	市内企業アンケートの実施	地域支援課	労働の場における男女共同参画の実態を把握するため、市内企業アンケートを実施する。(3年ごと)	企業・行政

## 【行政における女性の参画の拡大】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
58	育児休業者の職場復帰支援	総務課	育児休業者へ職場復帰に必要な情報を提供し、スムーズな職場復帰を図る。(月1回)	行政
59	職員人事意向調査の実施	総務課	男女が共に認め合い、支え合う職場環境整備の推進のため、勤務意向調査を実施する。(年1回)	行政
60	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	総務課	仕事と子育ての両立を図るための雇用環境整備などの取り組みを計画に基づき実施する。	行政
61	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	総務課	女性職員の活躍の推進に向けた体制を整備するため、行動計画の取り組みを実施する。	行政
62	働き続けるための相談、復職のための相談への対応	総務課	性別や働き方にかかわらず、職員の誰もが生き生きと働き続けられる環境を整えるための相談に随時応じる。	個人・行政
63	職員を対象とした研修会の実施	地域支援課	就業の場における男女共同参画を推進するため、職員を対象とした男女共同参画に関するセミナーを開催する。	個人・行政
64	職員を対象とした意識調査の実施	地域支援課	職員の男女共同参画についての意識や現状を把握するため、調査を実施する。(3年ごと)	個人・行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)	
成果 指標	男女共同参画社会づくり宣言事業所の団体数	15団体	27団体	31団体	
	育児休業制度・介護休業制度を導入 している事業所の割合（事業所アン ケート）	育児休業制度	89.7%*	91.7%	92.7%
		介護休業制度	79.5%*	81.5%	82.5%
活動 指標	宣言事業所登録促進のための啓発回数	1回	2回	2回	
	事業所の行動計画促進のための啓発回数	1回	2回	2回	

※平成25年度の実績値

## 基本施策（6）

### 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランスの実現

#### 〈現状と課題〉

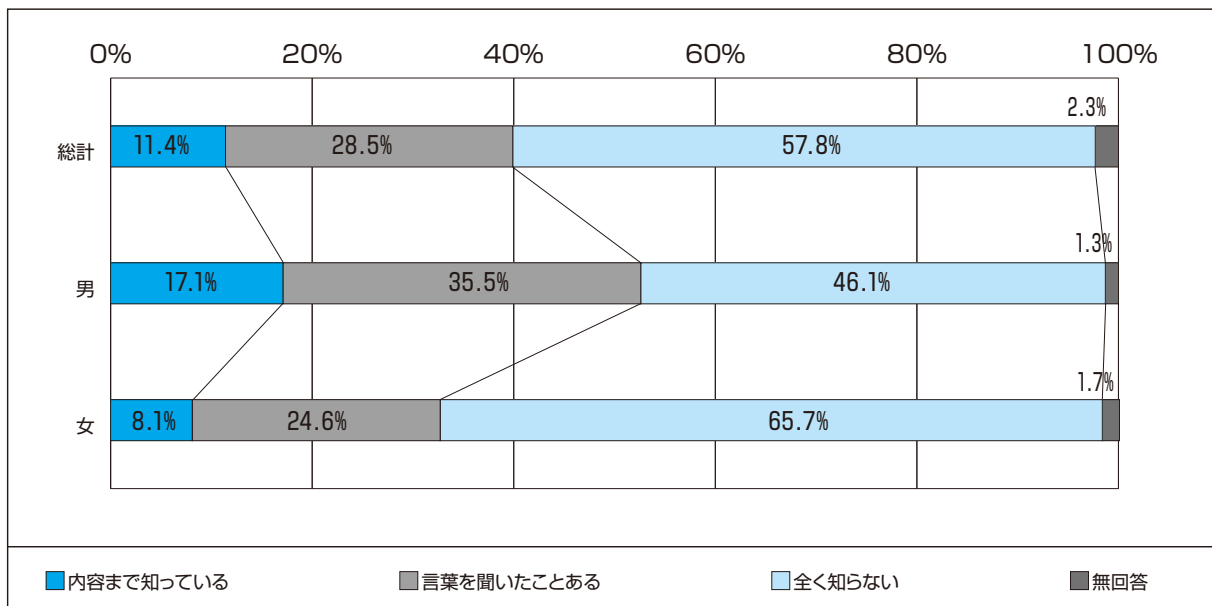
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域での生活などにおいても、子育て期、中高年期などのライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を言います。

しかし、男女共同参画に関する市民アンケートでは、ワーク・ライフ・バランスについて知っているかという問いに対し、「全く知らない」という回答が57.8%と最も高い値で、ワーク・ライフ・バランスについての周知が十分でないことがうかがえます。

また、生活の中で仕事・家庭生活・プライベート・地域活動の優先順位を問う設問では、男性は、希望として「仕事と家庭生活」を優先したいが、現実には「仕事」が、女性は、「家庭生活とプライベート」を優先したいが、現実には「仕事と家庭生活」が優先され、男女共に理想と現実にギャップがあることがわかりました。

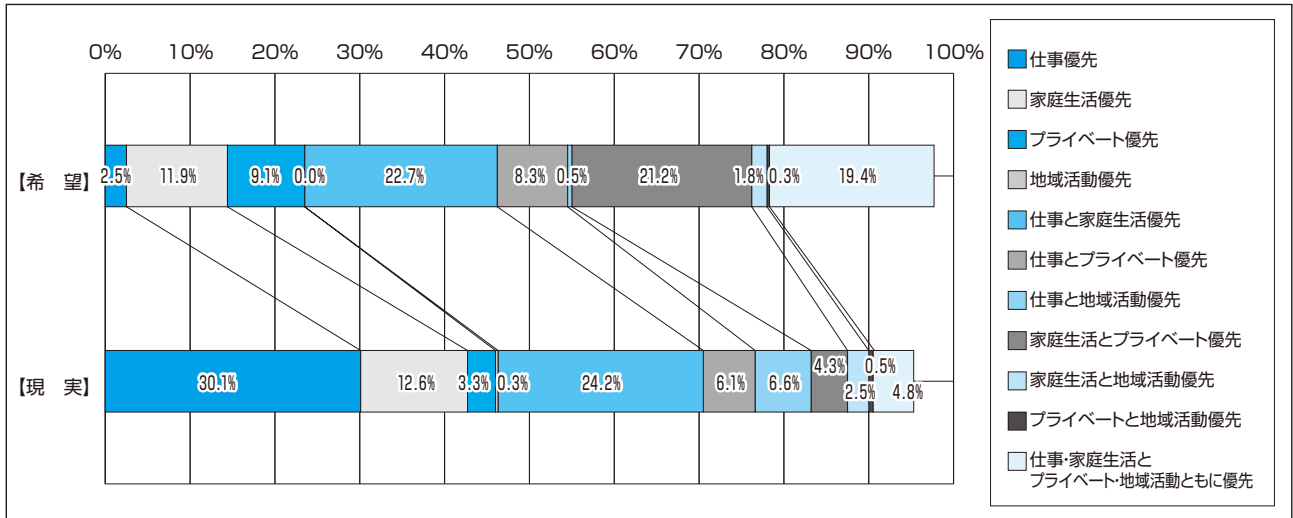
誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己実現など、様々な活動について自ら希望するバランスで生活できるようにするために、子育て支援の充実や介護の支援等に取り組みます。

#### 【問】 ワーク・ライフ・バランスについて知っていますか。



出典：H27年度 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市）

【問】 生活の中での「仕事」・「家庭生活（家事・育児等）」・「プライベートな時間（趣味等）」・「地域活動（自治会等）」の優先度についてあなたの答えや現状に最も近いものを選んでください。



出典：H27年度 男女共同参画に関する市民アンケート（菊川市）

## 〈事業・取り組み〉

### 【子育てに関する基盤の整備】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
65	リフレッシュ・一時保育の充実とファミリーサポートセンターの利用促進	こども政策課 子育て応援課	女性の社会参画が進む中で多様化するニーズに対応するため、リフレッシュ・一時保育を充実させるとともに地域の子育て応援の輪を広げるため、ファミリーサポートセンターの周知を行い利用促進を図る。	企業・行政
66	延長保育及び放課後児童クラブの実施	こども政策課	働きながら安心して子育てができるよう、延長保育及び放課後児童クラブの運営を継続して実施する。	企業・行政
67	児童館・子育て支援センターの事業の充実	子育て応援課	子育てに関する相談・支援体制の整備のため、児童館・子育て支援センター事業を充実させる。	企業・行政
68	放課後等デイサービス事業の充実	福祉課	障がい児の健やかな発達を支援するため、放課後等デイサービス事業（障がい児学童保育）を充実させる。	企業・行政
69	育てにくさを感じている保護者への継続的な支援とその充実	子育て応援課	健やかな発達を支援するため、親子遊びの療育教室を実施する。	企業・行政
70	子育てに関する相談窓口の周知と活用	子育て応援課	男女が安心して子育てを行うために、家庭児童相談室などの相談窓口の周知や関係機関との連携を図り相談体制を充実させる。	企業・行政

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
71	子育てサークルの充実に向けた活動の広報と周知	子育て応援課	地域の子育て応援の輪を広げるため、児童館と連携し、活動場所の提供や、子育てサークルの周知を行う。	地域・行政
72	子育てに関する講座の開催	子育て応援課	子育て中の親を対象に、子どもとのふれあい、親のリフレッシュ、防災等をテーマに講座を開催する。	地域・行政
73	子育て世代への子育て情報の提供	子育て応援課	男女がともに子育てに携わることができる環境づくりを推進するため、子育てに関する情報を、各施設で配布する。また、転入者へも案内チラシ等を配布し啓発を図る。	行政
74	親子ふれあいの場の提供	子育て応援課	親子のコミュニケーションや親同士の交流をする場として親子のつどい等を実施する。	地域・行政
75	放課後子ども教室事業の実施	社会教育課	児童に様々な体験・交流活動等の機会を提供するため、放課後子ども教室の新規開設を進めるとともに事業の充実を図る。	学校・地域・行政
76	プレママ・プレパパサロン教室	子育て応援課	プレママ・プレパパサロン教室を実施する。男女問わず、参加を促進する。	家庭・行政
77	こども医療費の助成	子育て応援課	子育て支援の充実のため、こども医療費を助成する。	家庭・行政
78	ブックスタートの充実	図書館	男女がともに子育てに参加するきっかけ作りとして、7か月相談時に読み聞かせ等のブックスタート事業を実施する。	家庭・行政
79	お話会の充実	図書館	絵本を通じて子育ての楽しさ大切さを伝えるため、多様なお話会を実施する。	家庭・行政

### 【介護に関する基盤の整備】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
80	介護教室の開催	長寿介護課	男女の職業と家庭・地域生活の両立を支援するため、家族介護教室や介護者の集いを開催し、介護方法や介護に関する情報提供、介護者同士の交流等を図る。	個人・家庭・地域・企業・行政
81	介護マークの普及・啓発	長寿介護課	介護中であることを周囲に理解してもらうための介護マークの周知、普及を図ることにより介護者を支援する。	個人・家庭・地域・企業・行政
82	介護サービス基盤の整備	長寿介護課	介護者の負担軽減を進めていくため、介護支援等の充実を図るとともに、介護保険事業所に対し、情報提供や実地指導を実施する。	企業・行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)
成果 指標	「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	11.4%	—	14.1%*
	安心して子どもを育てられるまちだと思ふ人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	82.5%	84.5%	85.5%
	高齢者とその家族を支える介護サービスが充実していると感じる人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	55.9%	59.9%	61.9%
活動 指標	プレママ・プレパパサロン教室の実施回数	3回	3回	4回
	放課後子ども教室事業の開設校数	7校	9校	9校
	介護教室の実施回数	3回	3回	3回

※男女共同参画に関する市民アンケートについては平成32年度に実施予定

## 基本施策（7）

### 地域社会における男女共同参画の推進

#### 〈現状と課題〉

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な生活の場であり、男女共同参画社会を実現するためには、家庭や職場だけでなく、地域社会での取り組みも重要です。

現状としては、地域活動の場に女性の参加は多くみられるものの、男女共同参画に関する市民アンケートでは、「地域行事への参加」の項目において「主に夫」「主に夫だが妻も分担」の割合が高くなっており、自治会長などの組織の代表者は男性である場合が多く、女性が方針決定の場へ参画できていないことが裏付けられています。

地域が活性化し、人々が自分らしく暮らすためには、そこに暮らす一人ひとりが、男女共同参画の取り組みを推進していくことが必要です。

#### 〈事業・取り組み〉

##### 【男女共同参画に基づいた地域活動の促進】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
83	地域活動への円滑な参画の促進	地域支援課	地域活動への参画を支援するため、地区センターなど地域活動の拠点施設の管理を行うとともに、市民協働センターの活用について周知する。	地域・行政
84	地域活動に参画する人材の育成	地域支援課	性別を問わず地域活動に参画する人材やリーダー育成のための講座等を開催する。	地域・行政
85	男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	地域支援課	必要に応じ会議等を平日の夜間や土日に設定するなど、多様な住民が参加しやすい活動のあり方を周知する。	地域・行政

##### 【地域における政策方針決定過程への女性の参画拡大】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
86	コミュニティ協議会への女性の参画の促進	地域支援課	地域活動において女性の意見を反映させるため、コミュニティ協議会に対し、女性の視点の必要性を伝え、登用についても呼びかけを行う。	地域・行政
87	自治会における女性委員の登用啓発と促進	地域支援課	地域活動において女性の意見を反映させるため、連合自治会定例会や総会等で女性委員の登用について呼びかけを行う。	地域・行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)	
成果 指標	自治会における女性自治会長と女性 副自治会長の人数	自治会長	1.5%	7.2%	10.0%
		副自治会長	2.2%	7.4%	10.0%
	コミュニティ協議会役員に占める女性の割合		11.6%	20.5%	25.0%
	家庭における夫婦の役割分担の現状について「地域 行事への参加」夫婦が共同で行っている場合の割合 (男女共同参画に関する市民アンケート)		72.3%	—	78.0%*
活動 指標	地域活動に関する講座の開催数		2事業	3事業	4事業
	コミュニティ協議会への女性の登用についての呼び かけの回数 (各コミ協)		1回	2回	3回

※男女共同参画に関する市民アンケートについては平成32年度に実施予定



## 基本施策（8）

## 防災における男女共同参画の推進

## 〈現状と課題〉

誰もが安全に、そして安心して暮らすために、防災に関する対策は重要です。

東日本大震災では、避難所の責任者は大半が男性であったため、過度な負担が男性に集中したり、炊き出しを女性のみが長期間担当した避難所が多く存在し、女性側についても負担が偏在しました。また、避難所の運営に関して、女性が物事を決定する場になかったため、女性や子どものニーズが反映されにくいという状況もありました。これらを受け、静岡県でも、防災体制を構築していくうえで、男女共同参画の視点を入れることを進めています。

菊川市では、男女共同参画の視点を含んだ防災講演会や防災会議等を通じて、防災組織への女性の参画の必要性を伝えており、女性の防災組織を立ち上げた地区もあります。しかし現在、市の防災指導員は全員男性であり、女性の参画が進んでいないのも事実です。

防災に関して男女共同参画の視点を含めることは、安全安心に暮らせるまちづくりにつながります。いつ発生してもおかしくない地震や水害などの大規模災害に備えるため、今後、早急かつ重点的に取り組む必要があります。

## 〈事業・取り組み〉

## 【防災分野における男女共同参画】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
88	防災分野における女性の参画の推進	危機管理課 消防本部	災害時、女性や子どもなどの多様なニーズに対応することができるよう、地区防災連絡会等を通じて女性の参画による防災対策を進めるとともに、女性消防団員による避難所支援など女性の活躍の推進を図る。	個人・地域・行政
89	男女共同参画の視点による防災活動の啓発や情報提供	危機管理課	男女共同参画の視点を含んだ防災活動の必要性について、防災講演会等において啓発する。	個人・地域・行政
90	男女のニーズの違いに配慮した備蓄品等の配備の促進	危機管理課	地域の自主防災会等に対し、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備を促す働きかけを行う。	個人・地域・行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)
成果 指標	自主防災会役員に占める女性の割合	H28年度：0.8% (122人中1人)	上昇	上昇
	防災講演会等への出席者に占める女性の割合	28.8%	31.9%	39.8%
活動 指標	男女共同参画の視点を含んだ防災講演会等の開催回数	1回	1回	2回

## 基本施策（9）

### 男女の生涯を通じた健康支援

#### 〈現状と課題〉

男女が互いを認め合い、自分らしく暮らすためには、互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて心と身体が健康であることが必要です。

女性は、妊娠・出産などの生命を育むための仕組みが備わっており、様々な女性特有の問題を心身に抱え込みがちです。

一方、男性は、仕事中心の生活や長時間労働などによる過度のストレスを抱え、心身の不調など健康を害する人も少なくありません。

また、性別だけでなく、年齢（思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等）に応じた健康支援も必要です。

こうした状況から、男女がともに性別によって異なる健康課題について理解し、健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、そのライフステージに応じた性や健康に関する教育の充実や支援、自分の健康を守り高める意識づくりを進めていく必要があります。

#### 〈事業・取り組み〉

##### 【若い世代への健康に関する意識啓発】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
91	小・中学校における性教育の推進・充実	学校教育課	児童生徒が発達段階に応じた性に関する科学的知識や生命・人間尊重などについて学ぶことができるよう、各学校において性教育を実施する。	個人・学校・行政
92	思春期保健対策	子育て応援課	思春期の男女が性に関する正しい知識を学ぶことができるよう、小・中学校で思春期教育を実施する。	個人・学校・行政
93	性と生殖の健康・権利に関する啓発	健康づくり課	妊娠や出産をする可能性がある女性の健康上の問題等について正しく認識してもらうため、成人式において、性に関する啓発パンフレットを配布する。	個人・学校・行政

##### 【こころと身体の健康支援】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
94	健康に関する相談窓口	子育て応援課	男女が自立した生活を送るための健康増進支援として、健康相談窓口を設置し、相談体制を整える。	個人・学校・企業・行政
95	こころの健康に関する啓発及び支援	健康づくり課	こころの健康に関する啓発を実施するとともに、相談体制を整える。	個人・学校・企業・行政
96	女性特有の病気を含めた各種検診	健康づくり課	男女が自身の健康を保持していくため、女性特有の病気を含め、各種検診を実施する。	個人・学校・企業・行政

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
97	成人健康教育	健康づくり課	健康に対する意識を高め、適切な自己管理ができるよう、がん検診受診者等を対象に健康教育に関する講座を実施する。	個人・学校・企業・行政

### 【性差に応じた妊娠・出産に関する支援】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
98	妊産婦の飲酒、喫煙、受動喫煙、母体への影響などに関する啓発	子育て応援課	健康被害に関する正しい理解を深めるため、母子健康手帳交付時に母体への影響等の生活指導を実施する。	個人・家庭・地域・行政
99	妊婦健診の助成	子育て応援課	妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減のため、妊婦健診費用を助成する。	個人・家庭・地域・行政
100	不妊に関する啓発	子育て応援課	不妊で悩む方への正しい情報提供と地域社会への理解を深めるための啓発を行う。	個人・家庭・地域・行政
101	不妊治療費助成事業	子育て応援課	不妊治療に要する経費を助成する。	個人・家庭・地域・行政
102	母性健康管理指導事項連絡カードの普及	子育て応援課	母子手帳交付時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し普及を図る。	家庭・地域・企業・行政
103	乳児家庭訪問	子育て応援課	出産して間もない女性が安心して育児ができるよう、乳児への訪問指導を実施する。	個人・家庭・地域・行政

### 【高齢者が安心して暮らすための健康支援】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
104	ことぶき講座の実施	社会教育課	高齢者の社会参画の推進のため、65歳以上の方を対象にことぶき講座を開催し、健康寿命の延長を図る。	個人・地域・行政
105	民生委員による高齢者世帯の訪問事業	福祉課	高齢者が安心して暮らすことができるよう、民生委員による高齢者世帯の訪問事業を実施し、地域の高齢者の見守りを行う。	地域・行政
106	高齢者世帯への支援	長寿介護課	高齢者の生活の自立を支援するため、地域包括支援センターによる民生委員協議会との連携、高齢者見守り事業所・団体への情報発信、連携を行う。	地域・行政
107	介護予防普及啓発事業の実施	長寿介護課	高齢者ができるだけ寝たきりにならず、自立した生活ができるよう、介護予防に資する運動教室などを実施する。	個人・地域・行政

〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R 3 (最終目標)
成果 指標	健診や健康相談など病気の予防対策が充実している と思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民ア ンケート）	65.5%	68.6%	71.6%
	市の要介護認定率	14.8%	15.8%	16.2%
活動 指標	がん検診の受診者数	14,369人	14,685人	15,000人
	乳幼児、成人健康相談、健康チェックの日の利用者	1,937人	1,980人	2,600人
	乳児への訪問指導の割合	97.9%	維持	維持
	介護予防普及啓発事業の実施回数	114回	118回	190回

## 基本施策（10）

### 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

#### 〈現状と課題〉

高齢化や家族形態の変容に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、貧困や教育・就労等の機会を得られないといった、様々な困難を抱える人の増加がみられます。

また、近年では、男女ともに非正規雇用者の割合が増加しており、特に女性は男性に比べ不安定な雇用状況に置かれています。そのため、女性は男性に比べて貧困に陥りやすく、特に高齢単身女性や母子世帯でそのリスクが高いという状況にあります。

また、障がいを持つ人や、高齢者、国籍の違い、性的指向や性同一性障害等を理由として、困難な状況に置かれている人もいます。貧困等の世代間連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援も必要です。

個々に抱えている困難は様々ですがそれぞれの事情に寄り添い、困難を抱えた人が安心して暮らすことのできる環境の整備が求められています。

#### 〈事業・取り組み〉

##### 【困難を抱えた人への支援】

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
108	母子家庭等医療費助成事業	子育て応援課	母子家庭等医療費の助成を実施する。	家庭・行政
109	児童扶養手当事業	子育て応援課	ひとり親家庭の生活の安定と自立のために児童扶養手当を支給する。	家庭・行政
110	自立支援教育訓練給付の実施	子育て応援課	就業・生活の安定を通じた、ひとり親家庭の自立を図るため、自立支援教育訓練給付を実施する。	家庭・行政
111	ひとり親家庭の相談支援	子育て応援課	生活上の困難に陥りやすい女性のひとり親を始めとする、ひとり親家庭に対し相談支援を行う。また、相談しにくい立場にある父子家庭へのより充実した相談対応や周知を図る。	家庭・行政
112	要保護・準要保護児童生徒の世帯に対する就学援助	教育総務課	制度について周知するとともに、要保護・準要保護児童生徒の世帯に就学のための援助を行う。	個人・家庭・学校・行政
113	不就労状態にある若者への支援	商工観光課	女性を含む若者の就労を支援するため、若者向け就労支援事業や相談窓口等の情報提供を行う。	個人・行政
114	高齢者配食サービス事業の実施	長寿介護課	高齢者のみの世帯で食事の準備が困難な人の生活を支援するため、高齢者配食サービス事業を実施する。	個人・地域・企業・行政
115	認知症サポーターの養成	長寿介護課	地域全体で認知症の人を支えるため、男女が共に認知症の人を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行う。	個人・家庭・地域・行政

ID	事業名	担当課	内容	主な取り組み主体
116	生活管理指導員派遣事業の実施	長寿介護課	社会適応が困難な高齢者を支援する生活管理指導員派遣事業を実施する。	個人・地域・企業・行政
117	外国人住民への支援	地域支援課	言語や文化の違いに加え、複合的な困難におかれやすい女性を始めとする市内に住む外国人住民に対して、日本の文化やルール等を周知し、住みやすい環境を整える。	個人・学校・地域・企業・行政

### 〈指標〉

区分	項目	H27 (実績)	H31 (中間目標)	R3 (最終目標)
成果 指標	障がいのある人が安心して暮らしていけるまちだと思ふ人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	43.5%	49.7%	52.8%
活動 指標	認知症サポーターの養成人数（延べ）	2,000人	2,600人	4,360人

## 第4章 推進体制の整備

プランを着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、次のような体制を整えます。

### 1 庁内における推進体制

#### (1) 男女共同参画庁内推進委員会

部長級職員で構成する「菊川市男女共同参画庁内推進委員会」を中心に、各課と連携を図りながら、全庁的取り組みを推進します。

#### (2) 市職員を対象とした研修の実施

市の行政全体に男女共同参画の視点が入り入れられるように、職員研修等を実施します。

### 2 市民参画による推進

#### (1) 男女共同参画推進組織

市民代表で構成する「菊川市男女共同参画推進懇話会」において、男女共同参画の推進に関して必要な事項についての提言やプランの進捗状況の評価を行います。

#### (2) 市民参画の推進

男女共同参画の充実した施策の展開が図られるよう、市民、企業、学校、関係団体等との連携を強化し、市民参画による推進を図ります。

### 3 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

### 4 プランの進捗状況の管理・評価

年度毎に進捗状況を管理し、男女共同参画推進懇話会等により評価を行います。



## 第3次菊川市男女共同参画プラン策定の過程

日程	会議等	内容
平成27年度		
平成28年11月～12月	実態調査	男女共同参画に関する市民アンケート
平成28年3月11日	第3回男女共同参画推進懇話会	第3次男女共同参画プランの枠組みについて
平成28年度		
平成28年6月2日	第1回男女共同参画推進懇話会及びプラン策定委員会	第3次男女共同参画プランの骨子（案）について
平成28年6月30日	第1回庁内推進実務検討会	第3次男女共同参画プランの骨子（案）について
平成28年8月2日	第2回庁内推進実務検討会	第3次男女共同参画プラン（案）について
平成28年8月16日	第1回庁内推進委員会	第3次男女共同参画プラン（案）について
平成28年9月14日	第2回男女共同参画推進懇話会及びプラン策定委員会	第3次男女共同参画プラン（案）について
平成28年10月3日	第3回庁内推進実務検討会	第3次男女共同参画プラン（案）について
平成28年10月21日	第3回男女共同参画推進懇話会及びプラン策定委員会	第3次男女共同参画プラン（案）について
平成28年12月15日～平成29年1月16日	市民意見公募	パブリックコメント実施
平成29年3月2日	第4回男女共同参画推進懇話会及びプラン策定委員会	パブリックコメントの結果等について

# 菊川市男女共同参画推進プラン策定委員会要綱

## (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画である菊川市男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、市民の意見を広く反映させるため、菊川市男女共同参画推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プランの策定に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員会に、アドバイザーを置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体の代表者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 4 アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、プランの策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部地域支援課において処理する。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成17年6月13日告示第220号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、平成17年5月17日から適用する。

#### 附 則 (平成23年6月3日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則 (平成25年3月27日告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 菊川市男女共同参画推進プラン策定委員名簿

	氏 名	性 別	備 考
委 員 長	三 浦 康 子	女	
副 委 員 長	宇佐美 貴 朗	男	
副 委 員 長	鈴 木 小百合	女	
委 員	青 山 直 樹	男	
委 員	伊 藤 彰 彦	男	
委 員	伊 藤 伊佐子	女	
委 員	大 川 慶 子	女	
委 員	神 谷 奈美恵	女	
委 員	鈴 木 貴 大	男	
委 員	鈴 木 恵	女	
委 員	高 橋 こすえ	女	
委 員	松 本 嘉 男	男	
アドバイザー	林 の ぶ	女	静岡県男女共同参画センター 「あざれあ」初代所長

## 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年</li> <li>◆メキシコシティで国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)が開催。平等・開発・平和を目標にした「世界行動計画」を採択</li> <li>◆国連総会で76年から85年を「国連婦人の10年」と決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総理府に婦人問題企画推進本部(本部長内閣総理大臣)及び婦人問題企画推進会議を設置</li> <li>◆総理府婦人問題担当室を設置</li> </ul>	
1976 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆戸籍法改正(離婚後における婚氏続称制度の新設)</li> <li>◆緒方貞子 女性初の公使(国連代表部)</li> </ul>	
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「世界行動計画」を受けて初の「国内行動計画」を策定</li> </ul>	
1978 (昭和53年)			
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択</li> </ul>		
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名(女子差別撤廃条約)</li> <li>◆高橋展子 初の女性大使(デンマーク)</li> </ul>	
1981 (昭和56年)			
1982 (昭和57年)			
1983 (昭和58年)			
1984 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国籍法及び戸籍法の改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ)(配偶者の帰化条件の男女同一化)</li> </ul>	
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ナイロビで「国連婦人の10年」最終年世界会議(第3回世界女性会議)開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「女子差別撤廃条約」を批准</li> </ul>	
1986 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女雇用機会均等法の施行</li> </ul>	
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「西暦2000年に向けての新国内計画」を策定(男女共同参画型社会の形成)</li> </ul>	
1988 (昭和63年)			
1989 (平成元年)			

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
1990 (平成2年)	◆国連(経済社会理事会)で「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		
1991 (平成3年)		◆「西暦2000年に向けての新国内計画」の第1次改訂を実施(男女共同参画社会へ)	
1992 (平成4年)		◆育児休業法の施行 ◆婦人問題担当大臣を設置	
1993 (平成5年)	◆国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択		
1994 (平成6年)		◆総理府に男女共同参画室を設置 ◆内閣総理大臣の諮問期間として男女共同参画審議会設置(行動計画スローガンは男女共同参画社会) ◆高等学校家庭科男女選択必修	
1995 (平成7年)	◆北京で第4回世界女性会議を開催「北京宣言」と「行動綱領」を採択	◆「ILO156号条約」批准(女性の労働者に対する家庭責任) ◆育児・介護休業法成立	
1996 (平成8年)		◆「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年(平成12年)度までの国内行動計画」策定	
1997 (平成9年)			
1998 (平成10年)		◆特定非営利活動促進法の施行	
1999 (平成11年)		◆改正男女雇用機会均等法の施行 ◆改正労働基準法の施行 ◆改正育児・介護休業法の施行 ◆男女共同参画社会基本法の施行 ◆少子化対策推進基本方針の策定	
2000 (平成12年)	◆ニューヨークで女性2000年会議を開催「政治宣言」「成果文書」を採択	◆「男女共同参画基本計画」策定	
2001 (平成13年)		◆内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行	◆7月 旧菊川町で男女共同参画に関する庁内連絡会を設置
2002 (平成14年)		◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 ◆改正育児・介護休業法施行 ◆少子化対策プラスワン策定	◆旧小笠町で小笠町男女共同参画行動計画策定委員会、小笠町男女共同参画推進委員会、ワーキング部を発足 ◆旧菊川町・旧小笠町でプランの策定作業を開始 ◆12月 男女共同参画に関する住民意識調査を実施

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
2003 (平成15年)		◆少子化社会対策基本法の公布、施行 ◆次世代育成支援対策推進法の公布、施行	
2004 (平成16年)		◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	◆「菊川町男女共同参画行動計画」策定 ◆「男女共同参画小笠町プラン」策定
2005 (平成17年)	◆ニューヨークで「北京+10」世界閣僚級会合を開催	◆「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ◆女性の再チャレンジ支援プランの策定	
2006 (平成18年)		◆男女雇用機会均等法の改正 ◆女性の再チャレンジプランの改定 ◆教育基本法改訂	◆両町のプランを一元化「菊川市男女共同参画プラン」策定
2007 (平成19年)		◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ◆短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正 ◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進の為の行動指針の策定	
2008 (平成20年)		◆「女性の参画加速プログラム」決定 ◆児童福祉法、次世代育成支援対策推進法改正 ◆配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正施行（保護命令制度の拡充）	
2009 (平成21年)		◆育児・介護休業法改正	
2010 (平成22年)	◆第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）	◆「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定	
2011 (平成23年)	◆ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		◆第2次菊川市男女共同参画プラン策定（平成23年度～平成28年度）
2012 (平成24年)	◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	◆「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	
2013 (平成25年)		◆男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針策定 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
2014 (平成26年)	◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	◆配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律の改正（適用対象を生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者へ拡大）	
2015 (平成27年)	◆第59回国連婦人の地位委員会(北京+10)(ニューヨーク)	◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・施行 ◆第4次男女共同参画基本計画策定	◆男女共同参画に関する住民意識調査を実施
2016 (平成28年)			
2017 (平成29年)			◆第3次菊川市男女共同参画プラン策定(平成28年度～平成33年度)



# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深める

よう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

#### (経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の

規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

### （施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 略
- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

### （委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 1 から10まで 略
- 11 男女共同参画審議会

### （別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

### （施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
  - 第2節 一般事業主行動計画（第8条－第14条）
  - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条－第25条）
- 第5章 雑則（第26条－第28条）
- 第6章 罰則（第29条－第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

#### (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

##### （一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

ない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を

行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

### (この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### (政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1 第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

**（内閣府設置法の一部改正）**

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



KIKUGAWA CITY

---

**第3次**  
**菊川市男女共同参画プラン**

**2016 → 2021**  
(平成28年度) (平成33年度)

発行：菊川市総務部地域支援課  
〒439-8650 菊川市堀之内61番地  
電話：0537-35-0925 FAX0537-35-0977  
E-Mail：chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp

---